

別紙

諮問第833号

答 申

1 審査会の結論

「私が○年（平成○年）○月○日から○年（令和○年）○月○日までの間に、○○警察署各部署に相談をした際に話した内容の記録のすべて」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が○年（平成○年）○月○日から○年（令和○年）○月○日までの間に、○○警察署各部署に相談（電話及び面会）をした際に話した内容の記録（生活安全相談処理結果表を含む）のすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和元年11月29日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、本件請求に係る保有個人情報が記録された公文書については、作成していない、又は保存期間満了につき廃棄しているため、存在しない旨の本件非開示決定を行った。

実施機関は、本件非開示決定について、適正かつ妥当なものである旨説明している。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和2年12月28日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年12月13日に実施機関から理由説明書を、令和4年1月20日に審査請求人から意見書を収受し、令和3年12月16日（第157回第三部会）及び令和4年1

月24日（第158回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 相談記録の作成について

「相談取扱要綱の制定について」（令和3年3月26日通達乙（副監．総．広．聴3）第63号。以下「通達」という。）において、相談とは「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。ただし、単なる情報提供であるものは除く。」と定義されており、相談を受理した職員は、当該相談を速やかに担当部門に引き継ぐものとし、引継ぎを受けた担当部門の職員は、受理した相談の内容を警察総合相談業務等管理システム（以下「システム」という。）に登録して、相談記録を作成することになっている。

イ 各種相談記録に関する規定について

（ア）生活安全相談処理結果表（保存期間3年）

「警視庁生活安全相談取扱要綱の制定について」（平成12年3月16日通達甲（生．総．家相）第3号）に基づき、防犯問題及び家事問題等に関する相談を受理した場合に作成される。

（イ）事件相談受理票（保存期間3年）

「刑事事件に関する相談の適正な取扱いについて」（令和3年3月26日通達乙（刑．総．指1）第43号）に基づき、刑事事件に関する相談を受理した場合に作成される。

（ウ）組織犯罪対策相談受理票及び暴力団相談受理票（保存期間3年）

「組織犯罪対策部門に係る相談への適正な対応について」（令和3年3月29日通達乙（組．総．指）第26号）に基づき、組織犯罪対策事件及び暴力団等に関する

相談を受理した場合に作成される。

(エ) 地域相談受理票（保存期間3年）

「警察署地域課における警察相談業務管理システムの運用について」（令和3年3月30日通達乙（地. 総. 安）第32号）に基づき、軽犯罪法及びパトロール要望等に関する相談を受理した場合に作成される。

(オ) 交通相談記録簿（保存期間1年）

「交通相談取扱要綱の運用について」（令和3年4月1日通知（交総. 法）第1178号）に基づき、交通警察に関する相談を受理した場合に作成される。

なお、実施機関の説明では、いずれの相談記録に関する規定についても、開示請求時点の規定と内容に大きな変更はないとのことである。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、「審査請求人が、〇〇警察署に対し、司法捜査担当警察官2名（中略）が、本件交通事故の不当ないし違法であるとしか言えない、いわゆる司法捜査行為は二次加害であり、かかる二次加害にさらされ続けたことなどについての異議、苦情・被害に関する電話相談・問合せであったという背景があつて、記録は存在しなかったという話ばかりが回答されたもの」等と主張し、本件非開示決定の取消しを求めている。

これに対し実施機関は、警察署に対し電話や来所等による相談があつたとしてもその全てを通達における相談として受理しているものではなく、相談の内容から、警察に対して何らかの権限行使その他の措置を求めるものと判断することができた場合について、システムに登録し、相談記録を作成しているものである旨説明する。

また、実施機関は、〇〇警察署において保管中の担当部門ごとの相談記録の綴りを検索し、さらに、各部門のシステムにおける登録状況も確認したが、本件開示請求に係る保有個人情報には存在せず、その他、審査請求人からの電話に対する記録やメモ等についても存在しなかった旨説明する。

審査会が通達を確認したところ、相談についての定義は、前記アのとおりであり、担当部門の職員が受理した相談をシステムに登録する旨定められていることから、通達における相談として受理をされていないものについては、システムに登録されず、存在しないものと認められる。

なお、実施機関によると、仮に当該相談記録が作成されていたとしても、既に保存期間が満了しているものについては全て廃棄していることから、存在しないとのことである。

以上のことを踏まえると、本件開示請求に係る保有個人情報には存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求につき、不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明